## 様式第10号の3(第6条の6関係)

## 指定小児慢性特定疾病医療機関指定申請書

申請の種別	-	1 病院または	診療所	2	薬局	3	指定訪問	問看護事業所等
医療機関等	名称							
	所在地		Ŧ					
	電話番号							
	コード							
開設者(法人名)	住所または所在地		₸					
	氏名または名称							
標ぼうして	いる診	沴療 科 名						
指定訪問看護事					年		月	Ħ
					氏 名			職名
役員の氏名および職名								
上記のとおり、児童福祉法第19条の9第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の申請をします。なお、同条第2項各号の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。								
年 月 日 開 設 者								
住所(法人にあっては所在地):								
氏名(法人にあっては名称及び代表者氏名):								
滋賀県知事								

- 注1 コード欄は、医療機関の場合にあっては医療機関コード、薬局の場合は薬局コード、訪問看護 事業者の場合にあっては訪問看護ステーションコードを記載してください。
  - 2 標ぼうしている診療科名の欄は病院または診療所のみが小児慢性特定疾病医療に主に関係する 診療科名を、指定訪問看護事業者指定年月日の欄は訪問看護事業者のみ記入してください。 指定訪問看護事業者指定年月日の欄は訪問看護事業者のみ記入してください。
  - 3 役員の氏名および職名欄は、開設者が法人の場合のみ記入し、欄が不足するときは、「別添の とおり」と記載し、役員名簿(様式任意)を添付してください。

## 【児童福祉法第19条の9第2項】

- 1 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 2 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規 定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者で あるとき。
- 3 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 4 申請者が、第19条の18の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員又はその医療機関の管理者(以下「役員等」という。)であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前60日以内に当該者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該取消しが、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しのうち当該取消しの処分の理由となつた事実その他の当該事実に関して当該指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 5 申請者が、第19条の18の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法15条の規定による通知があつた日(第7号において「通知日」という。)から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出をした者(当該辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 6 申請者が、第19条の16第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第19条の18の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出をした者(当該辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 7 第5号に規定する期間内に第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出があつた場合において、申請者が、通知日前60日以内に当該申出に係る法人(当該辞退について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該申出に係る法人でない者(当該辞退について相当の理由がある者を除く。)の管理者であつた者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 8 申請者が、前項の申請前5年以内に小児慢性特定疾病医療支援に関し不正又は著しく不当な行 為をした者であるとき。
- 9 申請者が、法人で、その役員等のうちに前各号のいずれかに該当する者のあるものであると き。
- 10 申請者が、法人でない者で、その管理者が第1号から第8号までのいずれかに該当する者であるとき。